

## [事案 2022-218] 入院給付金等支払等請求

・令和5年4月14日 裁定終了

### <事案の概要>

告知義務違反を理由に契約が解除され、入院給付金等が支払われなかったことを不服として、解除の無効および入院給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和4年3月にバレット食道がんで入院し、胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術および内視鏡的胃・十二指腸狭窄拡張術を受けたため、令和3年12月に代理店を通じて契約した医療終身保険にもとづき給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除され、入院給付金等が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、解除を無効として、給付金等を支払ってほしい。それが認められない場合は、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)令和3年10月にがん検診を受診したが、病院が混雑していたため、胃カメラ検査は同年12月に予約し、当日は前立腺がん検査のみを受診したが、検査結果は異常なしであった。
- (2)保険会社は、責任開始日以前の医療機関の診察は告知義務違反にあたるというが納得できない。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)医師作成の回答書によると、令和3年10月のがん検診受診のきっかけは心窩部不快感であり、申立人には自覚症状があった。
- (2)がん検診日が告知日の約1か月前と直近であることから、申立人がその事実を認識しながら告知しなかったことは、重大な過失であり、告知義務違反による解除要件を満たしている。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、解除を無効とした入院給付金等の支払いおよび既払込保険料の返還は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。